



発行 東京都

目次

告示

- 公共測量の実施(二件).....(都市整備局都市基盤部調整課).....一
- 公共測量の終了.....(同).....一
- 平成十四年度東京都告示第四百三十八号(東京都開発登録簿閲覧所の設置)の一部改正.....(都市整備局市街地整備部区画整理課).....一
- 東京都福祉住宅の廃止.....(同).....二
- 都営住宅の廃止.....(同).....二
- 都営住宅の使用料の変更.....(同).....三
- 特定都営住宅の廃止.....(同).....六
- 都営改良住宅の廃止.....(同).....七
- 都営改良住宅の使用料の変更.....(同).....七
- 都営住宅の駐車場の区画数変更.....(同).....八
- 都営住宅の地域ごとに知事の定める駐車料金の上限額変更.....(同).....八
- 建築基準法による道路位置の指定(二件).....(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課).....八
- 建築基準法による道路位置の指定の変更.....(同).....九
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

域の指定の一部解除.....

.....(環境局環境改善部化学物質対策課).....九

○家畜人工授精師の登録.....(産業労働局農林水産部農業振興課).....一〇

○保安林の指定(二件).....(産業労働局農林水産部森林課).....一〇

○港湾施設の変更.....(港湾局港湾経営部経営課).....二〇

○東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則.....二

○不在者投票管理者を置く施設の指定.....二

○特定非営利活動法人の設立の認証申請.....二

.....(生活文化局都民生活部地域活動推進課).....三

告示

告示

●東京都告示第八十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、府中市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。  
平成二十七年四月三十日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 府中市

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 府中市地内

四 測量の期間 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

●東京都告示第八十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、港区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。  
平成二十七年四月三十日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 港区

二 測量の種類 公共測量(デジタル撮影、数値図化及び街区基準点再測)

三 測量の区域 港区地内

四 測量の期間 平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

●東京都告示第八十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、町田市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。  
平成二十七年四月三十日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 町田市

二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)

三 測量の区域 町田市地内

四 測量の期間 平成二十六年十二月二十四日から平成二十七年三月十三日まで

●東京都告示第八十三号

平成十四年東京都告示第四百三十八号(東京都開発登録

簿閲覧所の設置)の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

表中「立川市曙町三丁目七番十号」を「立川市錦町四丁目六番三号」に改める。

附 則

この告示は、平成二十七年五月七日から施行する。

●東京都告示第八百十四号

次の東京都福祉住宅を廃止したので、東京都福祉住宅条

例施行規則(昭和三十五年東京都規則第八十六号)第一条

第一項の規定により告示する。

平成二十七年四月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

名 称 久我山一丁目母子アパート (14号棟) 位置 杉並区久我山一丁目四番

構造及び規模

中層耐火 二一・六平方メートル

戸 数

二五戸

●東京都告示第八百十五号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例

(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。  
平成二十七年四月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

名 称	位 置	構造及び規模	戸 数
大塚アパート	文京区大塚三丁目二十七番	中層耐火 二八・三平方メートル	四〇戸
東砂八丁目アパート (1号棟)	江東区東砂八丁目二番	同右 五三・六平方メートル	三〇戸
東砂八丁目アパート (2、3号棟)	同右	同右 五〇・四平方メートル	八〇戸
大島五丁目アパート (6号棟)	江東区大島五丁目四十番	同右 三七・〇平方メートル	二〇戸
大島五丁目アパート (7、8号棟)	同右	同右 三六・七平方メートル	五〇戸
大島五丁目アパート (9、10、11号棟)	同右	同右 三三・四平方メートル	一二〇戸
大宮前アパート (1、2号棟)	杉並区宮前三丁目八番	同右 四六・六平方メートル	七九戸
久我山アパート (9、12号棟)	杉並区久我山一丁目八番	同右 三一・九平方メートル	六四戸
神谷町アパート (6号棟)	北区神谷二丁目五十番	同右 四一・八平方メートル	四〇戸

神谷町アパート (7号棟)	同右		三一・九平方メートル	同右
幸町アパート (13号棟)	板橋区幸町四十五番	同右	三九・〇平方メートル	三二戸
第2舟渡二丁目アパート (1、2号棟)	板橋区舟渡二丁目十七番	同右	三一・九平方メートル	五五戸
五反野北町アパート (14、17、18号棟)	足立区弘道二丁目二十一番	同右	同右	四五戸
五反野北町アパート (16号棟)	同右	同右	二九・七平方メートル	五〇戸
本木町第2アパート (8号棟)	足立区扇三丁目二十四番	同右	五一・三平方メートル	二〇戸
同右	同右	同右	七〇・一平方メートル	五戸
西保木間二丁目アパート (3、4、5、6号棟)	足立区西保木間二丁目五番	同右	三七・三平方メートル	一二〇戸
新宿二丁目アパート (3、4号棟)	葛飾区新宿四丁目二十番	同右	五六・二平方メートル	四四戸
新宿二丁目アパート (4号棟)	同右	同右	五三・八平方メートル	四戸
東久留米南町一丁目アパート (5号棟)	東久留米市南町一丁目七番	同右	三三・四平方メートル	三二戸
村山アパート (52、53、54、55、62、63、64、65号棟)	武蔵村山市緑が丘千四百六十番地	同右	五六・一平方メートル	二八〇戸
村山アパート (58、59、68、69号棟)	同右	同右	五二・九平方メートル	一二〇戸

●東京都告示第八百十六号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三  
 条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の  
 ように変更し、平成二十七年五月一日から実施するので、

同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年四月三十日

東京都知事 外 添 要 一

種 類	構 造 名	称 位	置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(1号棟)	港区芝5-18	34.3	2	34,000	70,700
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート(3号棟)	港区港南4-5	37.3	1	35,300	78,900
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(13号棟)	新宿区戸山2	33.8	1	28,600	62,900
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(15号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,400	65,400
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(22号棟)	新宿区戸山2	38.8	1	33,200	67,100
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(3号棟)	新宿区戸山2	41.0	1	35,100	77,300
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(18号棟)	新宿区戸山2	36.3	1	31,000	68,800
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(33号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,500	77,500
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(33号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,300	75,900
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(23号棟)	新宿区戸山2	38.8	1	33,200	67,100
一般都営	高層耐火	橋場二丁目アパート(15号棟)	台東区橋場2-16	43.9	1	35,600	65,800
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート(36号棟)	墨田区文花1-28	37.8	1	26,000	46,500
一般都営	中層耐火	第2寺島アパート(1号棟)	墨田区堤通1-18	34.3	2	22,400	42,600
一般都営	高層耐火	太平南アパート(1号棟)	墨田区太平4-2	42.9	1	31,200	48,100
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート(1号棟)	墨田区八広5-10	55.9	1	40,500	75,000
一般都営	中層耐火	大島四丁目アパート(3号棟)	江東区大島4-21	51.0	1	43,600	72,500
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(5号棟)	江東区亀戸7-55	33.4	1	26,700	38,200
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(6号棟)	江東区亀戸7-55	36.7	1	29,200	40,000
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(12号棟)	江東区亀戸7-57	42.2	1	34,800	53,300
一般都営	高層耐火	枝川三丁目アパート(1号棟)	江東区枝川3-4	51.2	1	42,800	71,200
一般都営	中層耐火	東砂一丁目第2アパート(2号棟)	江東区東砂1-5	42.3	1	34,800	55,400
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(17号棟)	江東区辰巳1-3	33.4	1	26,200	42,100
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(37号棟)	江東区辰巳1-8	33.4	1	26,200	42,100
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(40号棟)	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,700	43,800
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(52号棟)	江東区辰巳1-9	33.4	1	26,200	42,100
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(75号棟)	江東区辰巳1-10	36.6	1	28,700	43,800
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(80号棟)	江東区辰巳1-10	33.4	1	26,500	43,300
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート(4号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,700	43,100
一般都営	高層耐火	越中島三丁目アパート(14号棟)	江東区越中島3-2	37.8	1	31,100	41,600
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(3号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	30,300	50,300
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(4号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	30,300	50,300
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(20号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,700	38,400
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(22号棟)	江東区東砂2-13	34.4	1	27,500	46,400
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート(1号棟)	江東区東陽3-22	37.9	1	31,200	39,500

一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート(2号棟)	江東区北砂1-3	42.0	2	34,100	53,800
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート(4号棟)	江東区東雲2-4	51.2	1	42,500	73,400
一般都営	中層耐火	南砂五丁目第2アパート(4号棟)	江東区南砂5-1	55.9	1	46,900	83,500
一般都営	高層耐火	亀戸九丁目アパート(2号棟)	江東区亀戸9-33	51.2	1	43,500	70,600
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート(2号棟)	大田区東糀谷6-9	37.3	2	29,800	44,400
一般都営	中層耐火	西糀谷二丁目第2アパート(5号棟)	大田区西糀谷2-26	39.0	1	31,900	55,700
一般都営	中層耐火	上用賀一丁目アパート(2号棟)	世田谷区上用賀1-24	59.6	1	51,400	110,500
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(3号棟)	世田谷区喜多見2-10	55.9	1	44,800	74,300
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(14号棟)	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	41,300	69,600
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート(14号棟)	渋谷区笹塚2-34	38.7	1	33,000	74,700
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,400	78,300
一般都営	中層耐火	笹塚三丁目アパート(2号棟)	渋谷区笹塚3-4	39.0	1	33,200	75,500
一般都営	中層耐火	久我山一丁目アパート(11号棟)	杉並区久我山1-3	37.3	1	27,100	55,000
一般都営	中層耐火	堀の内三丁目アパート(19号棟)	杉並区堀の内3-49	37.6	1	27,900	37,000
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート(2号棟)	豊島区南大塚2-36	37.3	2	31,400	51,600
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート(7号棟)	北区浮間1-5	48.1	1	39,400	66,400
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート(10号棟)	北区浮間1-14	59.6	1	49,600	91,200
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート(4号棟)	北区王子本町3-12	31.9	1	24,400	45,500
一般都営	中層耐火	堀船三丁目アパート(11号棟)	北区堀船3-16	55.9	1	45,500	70,500
一般都営	中層耐火	田端新町一丁目アパート(1号棟)	北区田端新町1-15	33.4	1	25,800	44,500
一般都営	中層耐火	田端新町一丁目アパート(3号棟)	北区田端新町1-16	33.4	1	25,700	44,500
一般都営	中層耐火	浮間三丁目アパート(3号棟)	北区浮間3-4	33.4	1	25,600	44,900
一般都営	中層耐火	浮間三丁目アパート(5号棟)	北区浮間3-4	33.4	1	25,600	44,900
一般都営	中層耐火	浮間三丁目アパート(9号棟)	北区浮間3-4	34.3	1	26,300	47,600
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(2号棟)	北区滝野川3-64	36.7	1	28,300	45,300
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(15号棟)	北区滝野川3-75	37.3	2	29,800	55,400
一般都営	中層耐火	北栄町アパート(13号棟)	北区栄町24	33.4	2	25,600	44,800
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(8号棟)	板橋区新河岸2-10	37.9	1	27,100	42,300
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(10号棟)	板橋区新河岸2-10	36.2	1	26,000	35,900
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(15号棟)	板橋区新河岸2-10	39.0	1	29,000	40,400
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート(2号棟)	板橋区新河岸1-3	51.2	1	38,700	66,400
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート(3号棟)	板橋区新河岸1-3	51.2	1	38,700	66,400
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(2号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	1	39,500	71,000
一般都営	中層耐火	練馬春日町五丁目第2アパート(4号棟)	練馬区春日町5-30	51.0	1	39,800	71,800
一般都営	中層耐火	早宮三丁目アパート(3号棟)	練馬区早宮3-39	55.9	1	43,900	84,500
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目第2アパート(3号棟)	練馬区春日町3-4	55.9	1	44,000	88,300
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(10号棟)	練馬区北町6	55.9	1	43,800	85,600
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(14号棟)	練馬区北町6	48.1	1	38,400	79,700

一般都営	中層耐火	練馬北町八丁目アパート(3号棟)	練馬区北町8-31	48.1	1	38,000	73,700
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目第3アパート(1号棟)	練馬区春日町3-31	48.1	1	37,800	73,400
一般都営	中層耐火	南田中アパート(24号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,900	47,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(30号棟)	練馬区石神井町1-1	32.6	1	23,900	47,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(39号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	27,000	54,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(41号棟)	練馬区石神井町1-1	37.3	1	27,500	54,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート(16号棟)	練馬区南田中5-25	25.2	2	18,400	36,900
一般都営	中層耐火	高野台一丁目アパート(12号棟)	練馬区高野台1-1	49.7	1	31,100	67,200
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート(3号棟)	足立区保木間5-32	51.6	1	43,700	74,400
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート(1号棟)	足立区西保木間1-2	55.9	1	41,400	74,700
一般都営	高層耐火	梅田三丁目アパート(23号棟)	足立区梅田3-2	59.6	1	43,800	80,300
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(4号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,200	40,400
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(21号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,200	40,400
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(12号棟)	足立区東保木間1-5	37.3	1	25,500	41,000
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(18号棟)	足立区東保木間1-5	37.3	1	25,500	41,000
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(2号棟)	足立区竹の塚7-13	37.3	1	25,700	43,900
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(4号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	25,700	43,900
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(6号棟)	足立区西保木間4-3	33.4	1	23,100	39,300
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(11号棟)	足立区西保木間4-4	37.3	1	25,700	43,900
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(12号棟)	足立区西保木間4-4	37.3	1	25,700	43,900
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート(1号棟)	足立区江北7-12	35.7	1	24,500	39,400
一般都営	中層耐火	江北アパート(1号棟)	足立区江北6-16	33.4	1	23,100	37,200
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(1号棟)	足立区谷在家3-22	37.7	1	25,600	39,800
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(2号棟)	足立区谷在家3-22	37.7	1	25,600	39,800
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(5号棟)	足立区谷在家3-22	33.4	1	22,700	36,800
一般都営	中層耐火	千住元町アパート(1号棟)	足立区千住元町34	33.4	1	23,300	27,900
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(2号棟)	足立区千住元町34	37.9	1	26,800	36,600
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(4号棟)	足立区千住元町34	33.6	1	23,400	33,500
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(3号棟)	足立区辰沼1-2	37.7	1	25,800	42,500
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(5号棟)	足立区辰沼1-2	35.7	1	24,500	40,200
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(17号棟)	足立区六木1-5	37.7	1	25,700	41,400
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(1号棟)	足立区南花畑4-11	37.7	1	25,600	42,700
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(14号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,200	45,300
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(5号棟)	足立区花畑8-4	38.3	1	26,200	39,100
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(20号棟)	足立区花畑8-5	38.3	1	26,200	39,100
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(11号棟)	足立区舎人6-10	42.3	1	29,900	45,700
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目第2アパート(1号棟)	足立区竹の塚7-4	51.0	1	36,900	61,800
一般都営	中層耐火	青戸三丁目アパート(5号棟)	葛飾区青戸3-3	42.3	1	31,200	55,800

一般都営	高層耐火	亀有四丁目アパート(11号棟)	葛飾区亀有4-24	43.9	1	32,500	58,300
一般都営	中層耐火	柴又三丁目アパート(7号棟)	葛飾区柴又3-17	39.0	1	28,700	50,600
一般都営	中層耐火	堀切八丁目アパート(1号棟)	葛飾区堀切8-11	51.0	1	38,100	71,600
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	70,800
一般都営	中層耐火	青戸八丁目アパート(1号棟)	葛飾区青戸8-27	59.6	1	44,600	80,600
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート(2号棟)	江戸川区西瑞江4-24	32.6	1	23,600	37,700
一般都営	中層耐火	平井一丁目アパート(7号棟)	江戸川区平井3-4	33.4	1	24,900	40,700
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(13号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	28,200	50,000
一般都営	高層耐火	平井三丁目アパート(2号棟)	江戸川区平井3-6	51.2	1	40,500	70,100
一般都営	中層耐火	平井七丁目第5アパート(36号棟)	江戸川区平井7-25	42.3	2	32,300	52,700
一般都営	中層耐火	平井四丁目第3アパート(12号棟)	江戸川区平井4-27	36.4	1	28,100	50,100
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(2号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,600	82,000
一般都営	中層耐火	八王子南大谷アパート(4号棟)	八王子市大谷町45	39.0	1	19,000	37,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地(16-5号棟)	八王子市鹿島16	63.0	1	32,500	61,000
一般都営	中層耐火	大和田七丁目アパート(1号棟)	八王子市大和田町7-6	60.9	1	33,400	64,800
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート(56号棟)	立川市富士見町6	52.4	1	28,900	54,400
一般都営	中層耐火	下連雀七丁目第2アパート(3号棟)	三鷹市下連雀7-15	59.6	1	44,900	97,800
一般都営	高層耐火	中原四丁目第2アパート(3号棟)	三鷹市中原4-35	51.2	1	36,500	64,700
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目アパート(1号棟)	三鷹市上連雀9-13	51.0	1	37,500	73,600
一般都営	中層耐火	浅間町二丁目アパート(3号棟)	府中市浅間町2-7	59.6	1	36,100	82,900
一般都営	中層耐火	紅葉丘一丁目アパート(1号棟)	府中市紅葉丘1-32	62.1	1	39,200	87,100
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(1号棟)	調布市国領町3-8	53.5	1	30,000	74,000
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(2号棟)	調布市国領町3-8	53.5	1	30,000	74,000
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(3号棟)	調布市国領町3-8	45.2	1	25,400	62,500
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(5号棟)	調布市国領町3-8	45.1	1	25,300	62,400
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(6号棟)	調布市国領町3-8	45.2	1	27,100	67,000
一般都営	中層耐火	調布富士見町四丁目第2アパート(2号棟)	調布市富士見町4-6	62.1	1	38,200	88,200
一般都営	中層耐火	調布若葉町二丁目アパート(2号棟)	調布市若葉町2-4	58.1	1	36,900	90,200
一般都営	中層耐火	佐須町アパート(1号棟)	調布市佐須町4-1	55.9	1	35,700	81,900
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート(3号棟)	調布市染地3-3	48.1	1	28,300	65,600
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート(7号棟)	町田市木曾西1-33	36.4	1	18,000	35,600
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(8号棟)	町田市相原町3190	55.9	1	30,400	64,600
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(10号棟)	町田市相原町3190	55.9	1	30,400	64,600
一般都営	中層耐火	小金井東町二丁目アパート(2号棟)	小金井市東町2-4	58.1	1	36,800	86,500
一般都営	中層耐火	小金井本町二丁目アパート(11号棟)	小金井市本町2-15	39.0	1	20,800	54,800
一般都営	中層耐火	日野平山アパート(3号棟)	日野市平山4-20	37.3	1	16,900	34,900
一般都営	中層耐火	日野新井アパート(7号棟)	日野市新井842	37.7	1	16,900	34,600
一般都営	高層耐火	田無本町四丁目アパート(1号棟)	西東京市田無町4-10	51.0	1	30,200	69,800

一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート(2号棟)	西東京市緑町3-8	61.3	1	38,500	84,400
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート(4号棟)	西東京市緑町3-8	58.1	1	36,500	80,000
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート(5号棟)	西東京市緑町3-8	60.5	1	38,000	83,300
一般都営	中層耐火	西原町一丁目アパート(4号棟)	西東京市西原町1-7	56.8	1	35,200	78,800
一般都営	中層耐火	田無芝久保四丁目アパート(7号棟)	西東京市芝久保町4-25	56.8	1	35,300	77,800
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート(5号棟)	西東京市南町3-23	61.3	1	39,100	90,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート(2号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	47,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(3号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	47,600
一般都営	中層耐火	八幡町第1アパート(5号棟)	東久留米市八幡町2-11	41.7	1	22,100	44,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-4-1号棟)	多摩市諏訪4-4	56.8	2	30,300	54,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-4-5号棟)	多摩市和田3-4	37.7	1	17,700	33,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(1-3-2号棟)	多摩市愛宕1-3	37.3	1	17,600	32,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-5号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,300	35,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地(1-2号棟)	多摩市鶴牧5-40	65.5	1	37,700	73,300

●東京都告示第八百十七号

次の特定都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。

平成二十七年四月三十日

東京都知事 舛添 要一

名称	五反野北町アパート (15号棟)	位置	足立区弘道二丁目二十一番	構造及び規模	中層耐火 二九・七平方メートル	戸数	五〇戸
----	---------------------	----	--------------	--------	-----------------	----	-----

●東京都告示第八十八号

次の都営改良住宅を廃止したので、東京都営住宅条例

(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第三項の規定により告示する。  
平成二十七年四月三十日

東京都知事 外 添 要 一

名称	坂下一丁目アパート (1、2号棟)	位置	板橋区坂下一丁目十一番	構造及び規模	中層耐火 三三・四平方メートル	戸数	四二戸
名称	同右	位置	同右	構造及び規模	同右	戸数	八戸
名称	第2竹の塚アパート (8、9号棟)	位置	足立区竹の塚六丁目十八番	構造及び規模	同右 三一・九平方メートル	戸数	八〇戸
名称	同右	位置	同右	構造及び規模	同右 三二・六平方メートル	戸数	九〇戸
名称	第2竹の塚アパート (10、11号棟)	位置	同右	構造及び規模	同右 四三・八平方メートル	戸数	一〇戸
名称	同右	位置	同右	構造及び規模	同右 四五・八平方メートル	戸数	一〇戸

●東京都告示第八十九号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を次のように変更し、平成二十七年五月一日から実施するので、同条例第三条第三項の規定により告示する。

平成二十七年四月三十日

東京都知事 外 添 要 一

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	中層耐火	南青山一丁目第2アパート(1号棟)	港区南青山1-18	34.3	1	31,300
改良	中層耐火	豊洲四丁目アパート(3号棟)	江東区豊洲4-3	36.2	1	28,600
改良	中層耐火	豊洲四丁目アパート(4号棟)	江東区豊洲4-5	36.2	1	28,600
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート(5号棟)	江東区東砂7-13	32.6	1	25,900
改良	中層耐火	萩中一丁目アパート(11号棟)	大田区萩中1-3	36.4	1	29,100
改良	中層耐火	若林四丁目アパート(1号棟)	世田谷区若林4-41	33.4	1	26,500

●東京都告示第八百二十号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成二十七年四月三十日

東京都知事 外 添 要 一

名称	位置	区画数
江北四丁目アパート駐車場	足立区江北四丁目二一〇九区画	十番
高砂アパート駐車場	葛飾区高砂四丁目二一八区画	番
立川松中アパート駐車場	立川市一番町五丁目一二七区画	八番地
昭島朝日町四丁目アパート駐車場	昭島市朝日町四丁目一二〇区画	五番ほか

●東京都告示第八百二十一号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、地域ごとに知事の定める駐車料金の上限額を次のように変更する。

平成二十七年四月三十日

東京都知事 外 添 要 一

地域 額

府中市 一五、〇〇〇円

●東京都告示第八百二十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」

という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年四月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第四号の規定による道路	平成二十七年三月九日	西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎字宿西四百十四番二、四百三十六番一、同番二、四百三十八番五、同番六、四百三十九番三から同番五まで、同番八から同番十まで、同番十九、同番二十及び四百五十一番二の各一部、同番二地先、同番三の一部、箱根ヶ崎字松原千三百六十番二から同番六まで及び同番十あの一、同番十一あ、同番十一一、同番二並びに同	延長 三一七・六〇 幅員 六・〇〇 一〇・〇〇

千三百六十一番二並びに同



番三から同番五までの各一部、同番七あ、千三百六十二番一の一部、同番二、同番三あ、千三百六十三番一の一部、同番三、同番四あ並びに千三百六十四番一、同番二、同番三あ、千三百六十五番、千三百六十六番、千三百六十九番一、同番二及び千三百七十番一の各一部、同番一地先並びに同番二、千三百七十一番一、同番四、千五百八十七番一、同番二、千五百八十八番一、同番二、千五百八十九番一、同番三、千五百九十番一から同番三まで及び同番六の各一部

●東京都告示第八百二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えて縦覧に供する。

平成二十七年四月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
------------	-------	------------------------

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十七年三月六日	青梅市成木一丁目四百五十四番五、同番五地先、同番六、同番七、四百五十七番二及び四百八十二番二	延長 一一〇・九五 一・四八 六・〇〇 三五・三〇
----------------------	------------	--	---------------------------------------

同右	平成二十七年三月十二日	福生市大字熊川字北七百五十一番五の一部、七百五十三番三及び七百五十四番七	延長 一九・三五 幅員 四・五三
----	-------------	--------------------------------------	---------------------------

●東京都告示第八百二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えて縦覧に供する。

平成二十七年四月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
------------	-------	------------------------

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十七年二月五日	福生市大字福生字武蔵野二千二百十八番一の一部	延長 二八・三七 幅員 四・〇〇
----------------------	------------	------------------------	---------------------------

●東京都告示第八百二十五号

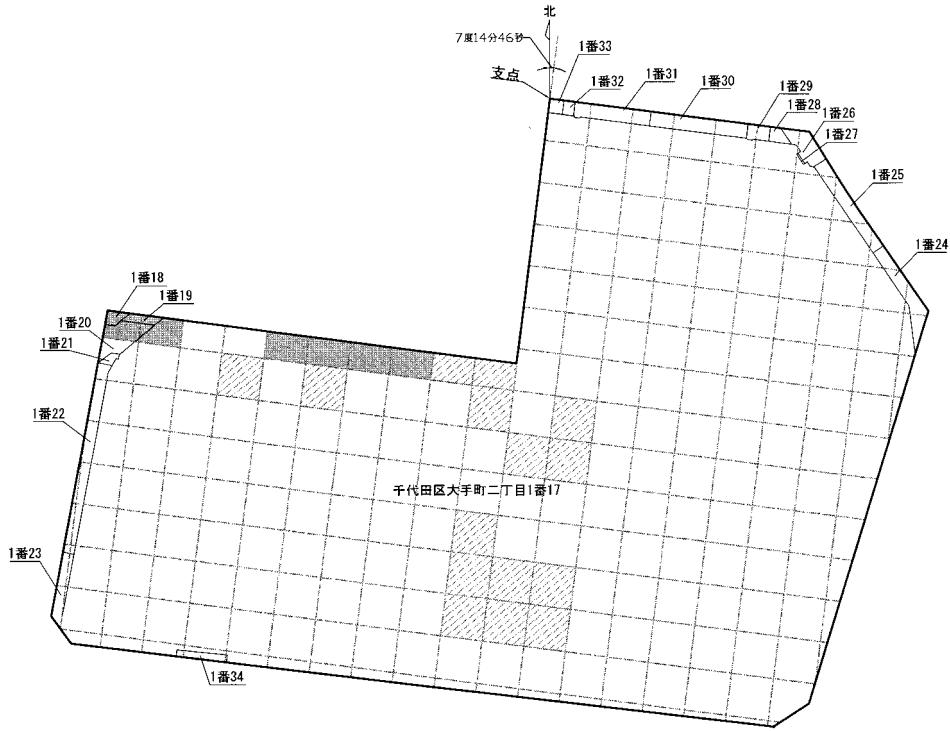
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第六百十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年四月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（千代田区大手町二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡例

- 指定を解除する区域
- 形質変更時要届出区域
- 単位区画線
- 筆境界線
- 敷地境界

〈支点〉

支点は、敷地境界(千代田区大手町二丁目1番33)の最北端とする。

〈格子の回転角度:7度14分46秒〉

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百二十六号

家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年東京都規則第九十七号)第十四条の規定により、次の者を家畜人工授精師名簿に登録した。

平成二十七年四月三十日

東京都知事 外 添 要 一

免許番号

住所 氏名

家畜の種類及び業務の別

第七百九十七号 平成二十七年 北区王子 高木 舞子

牛 家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植の業務

日 四月一日 番五号

●東京都告示第八百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成二十七年四月三十日

東京都知事 外 添 要 一

一 保安林の所在場所

神津島村字高処山一四五番一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び神津島村役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第八百二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月三十日

東京都知事 舩 添 要 一

一 保安林の所在場所

大島町泉津字大坂八五〇番、八五一番、八五三番一、八五四番一、八五七番一、字波牛六七番、六八番、八二七番一、八三五番一、八三六番、八四一番一(次の図に示す部分に限る。)、八四四番一、同番三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び大島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第八百二十九号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

平成二十七年四月三十日

東京都知事 舩 添 要 一

種類	名称	規 模	所在地	変更年月日
港湾	中央防	一三〇、二四一	江東区青海	平成二

「同 港特別支援学校 知的障害 高等部

「同 港特別支援学校 知的障害 高等部

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第四十九号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和

施設用地	波堤外側地区	〇五九・一九平方メートル	四六六・五七平方メートル	三丁目地先	十七年五月一日
用地	側地区	〇五九・一九平方メートル	四六六・五七平方メートル	三丁目地先	十七年五月一日

規 則 (教)

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年四月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十四号

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立学校設置条例施行規則(昭和三十九年東京都教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表三の項中

普通科 を

普通科、職能開発科 に

二十二政令第十六号)、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十七年四月三十日

東京都選挙管理委員会  
 施設の名 称 新宿区大京町二十七番地  
 所 在 地 品川区立杜松特別養護老  
 品川区豊町四丁目二十四番十五  
 人ホーム 号  
 介護老人保健施設 イル 足立区六木四丁目九番十号  
 アカーサ  
 ル・ソラリオン綾瀬 足立区東綾瀬三丁目九番一号  
 足立ケアコミュニティそ 足立区梅島二丁目三十一番十四  
 よ風 号

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行條例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三條の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年四月三十日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十七年三月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人空き家危険家屋問題解決プロジェクト
- 三 代表者の氏名  
山田 佳範
- 四 主たる事務所の所在地

東京都文京区湯島一丁目九番十一四〇五号  
 五 定款に記載された目的  
 この法人は、広く一般市民に対して、空き家・廃屋等の有効活用及びその支援に関する事業、危険家屋の安全対策等の実施に関する事業、調査・研究及び情報の提供に関する事業等を行い、安心して暮らせる活気あるまちづくりの推進と安全な地域環境の実現を図り、もつて公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年三月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人空き家相談センター

三 代表者の氏名

深町 正夫

四 主たる事務所の所在地

東京都板橋区富士見町十七番四号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、空き家の個別問題を洗い出し「相続問題」「耐震耐久性診断」「用途変更・改修改築計画」「土地売買相談」などにより所有者の土地、建物の財産価値向上を計るとともに、需給マッチングを行いこれから増していく空き家率の歯止めを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年三月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人医療介護サービスよろず相談所

三 代表者の氏名

野口 弥生

四 主たる事務所の所在地

東京都小平市上水本町五丁目七番三十三号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く市民一般に対する医療、介護、福祉のサービスに関する助言、相談、情報提供等の活動と、介護者に対する技術、知識の習得支援の事業を行い、すべての人々が住み慣れた地域で、健康、安心、人間としての尊厳を得て、かつ一人一人がその人らしく暮らしていくことのできる社会の実現をもつて公共の福祉に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年三月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Music Deliveryキ

ラキラ星

三 代表者の氏名

栗原 光子

四 主たる事務所の所在地

東京都八王子市小宮町千百三十番地七

五 定款に記載された目的

この法人は、音楽大学を卒業しても、音楽を生かせる職業に就けない方々等に対して演奏の機会を提供するとともに、生徒指導や音楽家の生徒募集の支援等をするこ

とにより我が国の芸術の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハーモニー

三 代表者の氏名

中村 茂子

四 主たる事務所の所在地

東京都多摩市聖ヶ丘二丁目 第二十一街区第三号棟第

四号室

五 定款に記載された目的

この法人は、心身に障害がある児者とその家族、地域住民に対し、放課後等デイサービス、生活の向上や自立に向けた訓練、地域社会との交流、創作活動などを提供し、障害のある子どもたちの可能性を広げるとともに放課後や長期休暇中の居場所を確保し、卒業後の障害のある方やそのご家族を支援することにより、障害児者の自立支援を図ることで、障害のある者もない者も地域の中で社会の一員として自分らしく、健康でよりQOL(Quality Of Life)の高い生活を送ることができる社会の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二一)一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区小石川二丁目三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
 112-0002